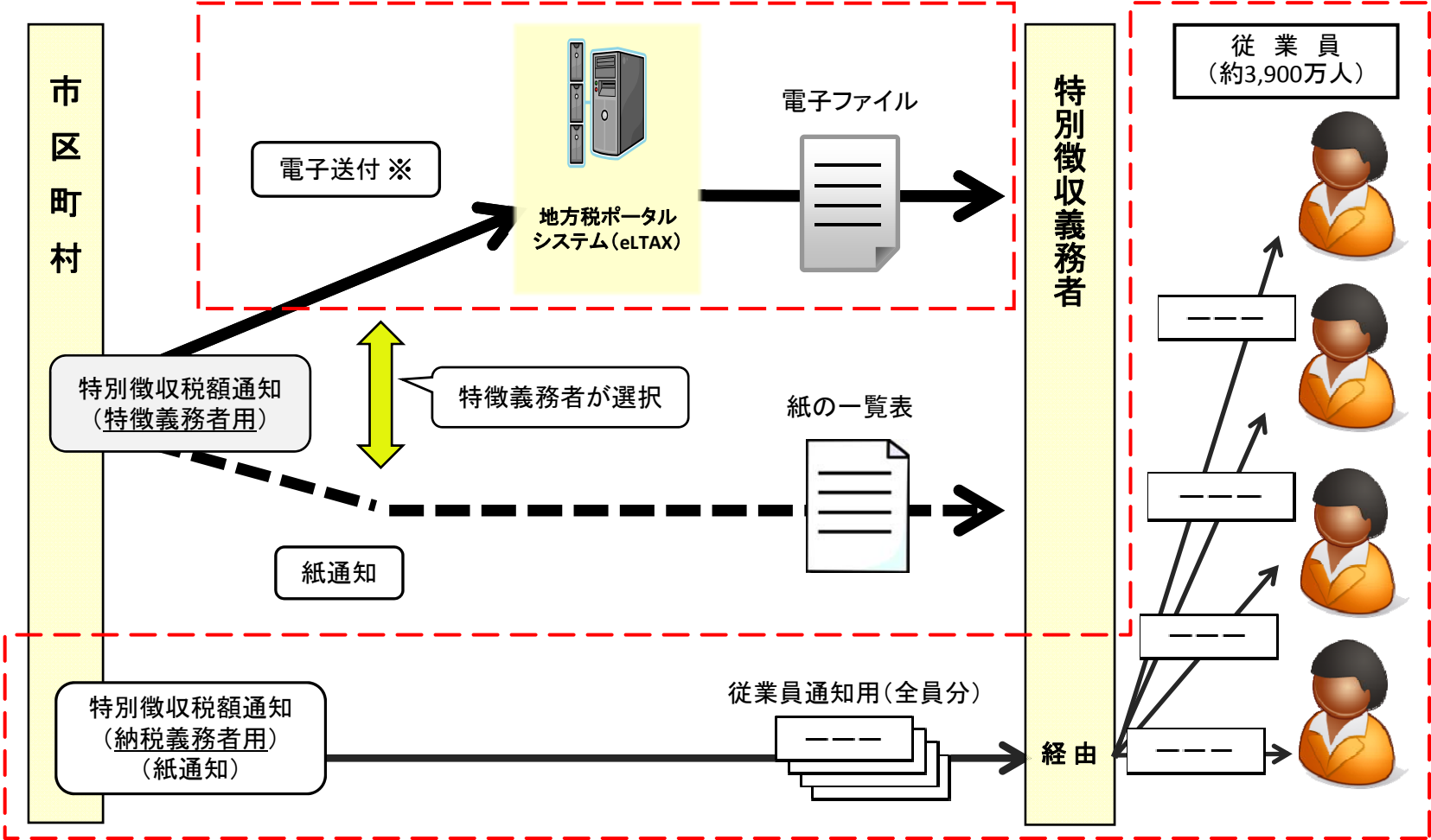


特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化

個人住民税における給与所得に係る特別徴収税額通知

平成28年度課税分の個人住民税から電子化が可能



電子交付を行うことができるよう検討し、できるだけ早期に結論を得る
(平成28年度個人住民税検討会において議論)

※ … eLTAXを通じて特別徴収税額通知の電子送付を希望する特徴義務者に対し、平成28年度以降システム改修した市区町村から順次対応。

(参考) 地方税法施行規則様式 第3号様式別表(特別徴収税額通知(納税義務者用))

表面

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	給与収入	主たる給与以外の合計	給与所得	所得区分	総所得金額①
所得	給与所得	所得区分	所得区分	所得区分	所得区分
所得	その他の所得計				
所得	雑損				
所得	医療費				
所得	社会保険料				
所得	小規模企業共済				
所得	生命保険料				
所得	地震保険料				
所得	(摘要)				

税	税額控除前所得割額①	
税	税額控除額⑤	
税	所得割額⑥	
税	均等割額⑦	
税	税額控除前所得割額①	
税	税額控除額⑤	
税	所得割額⑥	
税	均等割額⑦	
税	特別徴収税額⑧	
税	控除不足額⑨	
税	既充当額⑩	
税	既納付額⑪	
税	徴引納付額 (⑩-⑪-⑫)	
税	変更前税額⑬	
税	増減額 (⑬-⑭)	
税	変更月	

受給者番号	氏名	指定番号		
住	所	宛番号		
あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不都合がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市(町・村)長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求めた訴えは、前記の記載事項に係る徴収の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市(町・村)長を被告として(市(町・村)長を被告の代表者となります。)、提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんこととされていますが、審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分取消しの執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決をしないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。				
平成 年 月 日	市町村民長	氏名		
納付額	6月分	9月分	12月分	3月分
	7月分	10月分	1月分	4月分
	8月分	11月分	2月分	5月分
変更月	月	月	月	月

裏面

①税額の計算方法

総所得金額① - 所得控除合計② = 課税総所得金額③

課税総所得金額③ × 税率 = 税額控除前所得割額④

税額控除前所得割額④ - 税額控除額⑤ = 所得割額⑥

所得割額⑥ + 均等割額⑦ = 特別徴収税額⑧

特別徴収税額⑧ - 控除不足額⑨ = 差引納付額

(注) 1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は課税控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、養育費控除、配当割額又は株式等所得割額の控除等の控除額の合計額を記載しています。
3 「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等所得割額の控除の額のことです。

②税率

均等割額
市町村民税 円 道府県民税 円
所得割 (総合課税分)
市町村民税 % 道府県民税 %

③所得控除

所得控除	控除額
基礎控除 (実質扶養親 - 総所得金額等の合計額 × 10%) 又は (配偶者控除 + 均等割額 - 5万円) のうちいずれか高い方の金額	33万円
配偶者控除	33万円
扶養親族等控除	4.5万円
基礎控除	33万円

④税額控除(課税控除)

合計課税所得金額が200万円以下の者
①と②のいずれか少ない額の5% (道府県民税2%、市町村民税3%) に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合に
おいては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額 (5万円を下回る場合は5万円) の5% (道府県民税2%、市町村民税3%) に相当する金額

③下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合に
おいては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

④合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	33万円	配偶者控除	33万円
普通控除	1万円	老人控除	10万円
障害者控除	10万円	配偶者特別控除	38万円超40万円未満 5万円
障害者特別控除	2.2万円	配偶者特別控除	40万円以上46万円未満 3万円
寡婦控除	1万円	障害者特別控除	46万円以上 5万円
控除	5万円	障害者特別控除	1万円
寡婦控除	1万円	障害者特別控除	1.9万円

⑤税額控除(配当控除)

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分
利息の配当等	1.0%	1.2%	0.5%
外債建当以外の配当債権	0.5%	0.6%	0.4%
外債建当等配当債権	0.4%	0.3%	0.15%

⑥税額控除(寄附金税額控除)

種類	課税所得金額	控除率
任意寄附金	200万円以下	10%
任意寄附金	200万円超	5%

第2 特別徴収税額通知(納税義務者用)等の電子化

3 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化の方向性

(5) 今後の課題

本年度の検討会において検討を行ったいずれの案においても、一定の課題が残っているとともに、現在の事務処理と比べて大幅な手続きの変更となる。そのため、今年度整理した案を検討のたたき台としつつ、実務において円滑な運用が確保されるよう、引き続き関係者との間で、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化を進める場合の仕組みについて、更に検討を深めていく必要がある。

特に以下については、それぞれの案の実現可能性を検討する上で重要なポイントであることから、引き続き、具体的な検討が必要となる。

- 特別徴収義務者が納税義務者の電子通知の同意を確認する場合、その時期と方法等をどうするか。
- 現行の特別徴収税額通知(納税義務者用)が福祉や教育等における行政手続きや金融機関等における手続きにおいて、課税証明書等と同様に取り扱われている現状を踏まえ、電子化された場合でも納税義務者の利便性を低下させないように留意すべき。
- 電子署名や暗号化をする場合、処理に要する時間や、導入に係る手間やコストがどの程度かを把握し、それらが費用対効果の点も含め課税実務等において対応可能かどうか検証する必要があるのではないか。

なお、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化にあたっては、現在、既に電子化がなされている特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)について、電子通知と紙通知が混在しているため事務が負担であるとして、給与支払報告書を電子的に提出し、同通知の電子化を希望する企業に対しては、全ての市区町村が電子送付を行うよう義務付けることについて、経済界から要望があることに留意する必要がある。

特別徴収税額通知の電子化を巡る動向①（政府等の動向）

「規制改革実施計画(抄)」

（平成29年6月9日 閣議決定）

II 分野別実施事項

5. 投資等分野

(2)個別実施事項

① 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

NO.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	住民税の特別徴収税額通知の電子化等	<p>a <u>特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の正本の電子交付を行っていない市区町村に対し、電子交付の導入の意義・効果に関する助言など電子交付の推進に必要な支援を行う。</u></p> <p>b <u>特別徴収税額通知(納税義務者用)の従業員への交付について、事業者の負担を軽減しつつ全体としての事務の効率化を図るため、事業者</u> <u>に電子的に送信して従業員が取得できるようにする、マイナポータルを利用して事業者を経由せずに従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討し、できるだけ早期に結論を得る。</u></p>	<p>a:平成29年度以降継続的に実施</p> <p>b:平成29年検討、結論を得次第速やかに措置</p>	総務省

※ この他、「官民データ活用推進基本法」に基づき、平成29年5月30日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」においても、規制改革実施計画と同様、デジタルファーストの観点から特徴税額通知の電子化等について計画に盛り込まれた。

「官民データ活用推進基本法(抄)」

（平成28年12月14日法律第103号）

（手続における情報通信の技術の利用等）

第十条 国は、行政機関等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二条第二号の行政機関等をいう。以下この項において同じ。）に係る申請、届出、処分の通知その他の手続に関し、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機と当該行政機関等の手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことを原則とするよう、必要な措置を講ずるものとする。

2～3 略

特別徴収税額通知の電子化を巡る動向②(経済界からの要望)

○「マイナンバーを社会基盤とするデジタル社会の推進に向けた提言(抜粋)」

(平成27年11月17日 日本経済団体連合会)

II. 必要な施策

2. 紙から電子へ

(4) 「特別徴収税額通知」の電子データを正とする

市区町村交付の「特別徴収税決定通知」は紙媒体が「正」とされているため、開封・確認・手入力(人件費)、保管費等(倉庫費、関連経費)の負担が大きい。現状で「副」とされている電子情報も「正」とし、全ての自治体からの送付を電子情報として受けることで、企業側は正確・迅速な情報更新と事務経費の大幅な削減が実現できる。この際、一部の自治体でも「紙」のみの送付が続くことになれば、企業側は「紙」と「電子データ」の双方への対応が必要となり、負担軽減効果は少ないものとなる。

さらに、企業・社員のみならず、公的機関等も含めた負担軽減効果を最大化するため、企業から社員への特別徴収税額通知書の交付、交付を受けた社員による公的機関等への特別徴収税額通知書の提出(各種申請の添付書類等として)といった一連の運用を、紙の通知書を用いることなく電子的に完結できる仕組みを整備すべきである。

○「Society5.0に向けた電子政府の構築を求める(抜粋)」

(平成29年2月14日 日本経済団体連合会)

プロジェクト①: 行政－企業間手続の電子化の義務化(20P)

- ・ 2016年度の地方税法の改正により、特別徴収税額通知の電子送付が可能となった。しかしながら、企業への当該通知書の電子送付を予定している市区町村は僅かである。
- ・ 一部の市区町村から「紙」による送付が続くことになれば、企業は「紙」の受領を前提とした事務負担を継続して持たなければならない、負担軽減につながらない。
- ・ そこで、全ての地方自治体に対して、特別徴収税額決定通知の電子送付を義務化すべきである。

○「平成30年度税制改正に関する提言(抜粋)」

(平成29年9月19日 日本経済団体連合会)

ii. 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子交付化

市区町村から事業者¹に紙媒体で郵送される特別徴収税額通知(納税義務者用)についても、開封、確認、システム入力、従業員への配布、保管等、膨大な作業が発生している。事業者の負担軽減に向け、政府の規制改革実施計画に則り、納税義務者にとっての利便性も考慮しつつ、同通知書の電子交付化を図るべきである。

法制面における検討

- 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化に当たっては、平成28年度個人住民税検討会報告書で挙げられているように、市区町村や特別徴収義務者の手間やコストの面での課題がある。

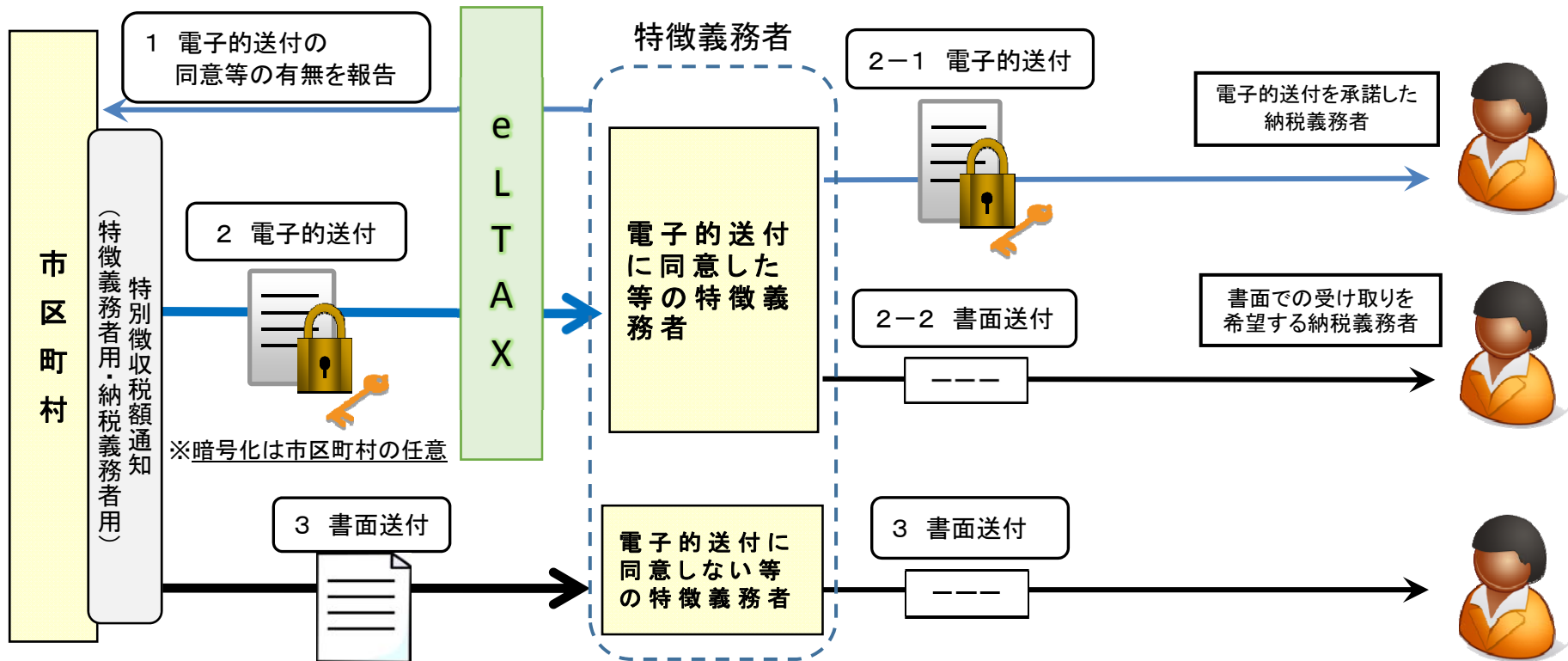
eLTAXを経由する案は、現行のeLTAXシステムを活用するため、開発コストが少なく、また、現在の税務手続きを大幅に変えるものではないため、受け入れ易い案であると考えられるが、納税義務者単位で電子通知又は書面通知を選択できることとした場合には、市区町村及び特別徴収義務者双方において電子通知と書面通知の2種類の通知の管理が必要となり、煩雑になるという課題があった。

- 特別徴収税額通知(納税義務者用)に対して、電子通知の「写し」の交付で足りることが可能であれば、特別徴収義務者単位で一括に電子通知ができることから、市区町村及び特別徴収義務者の負担軽減に大きく寄与することとなる。
- この点について、法制面での検討を行ったところ、改ざん防止の観点から、電子署名と印影を付して同通知を特別徴収義務者に送り、印影付きの同通知を印刷して交付することとすれば、公文書としての位置づけは維持できると考えられる。
- 以上を踏まえ、eLTAXを経由する案について、特別徴収義務者単位で同通知の電子化を行うこととした上で、より検討を深めることとしたい。

※調整中につき取扱注意

特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化案

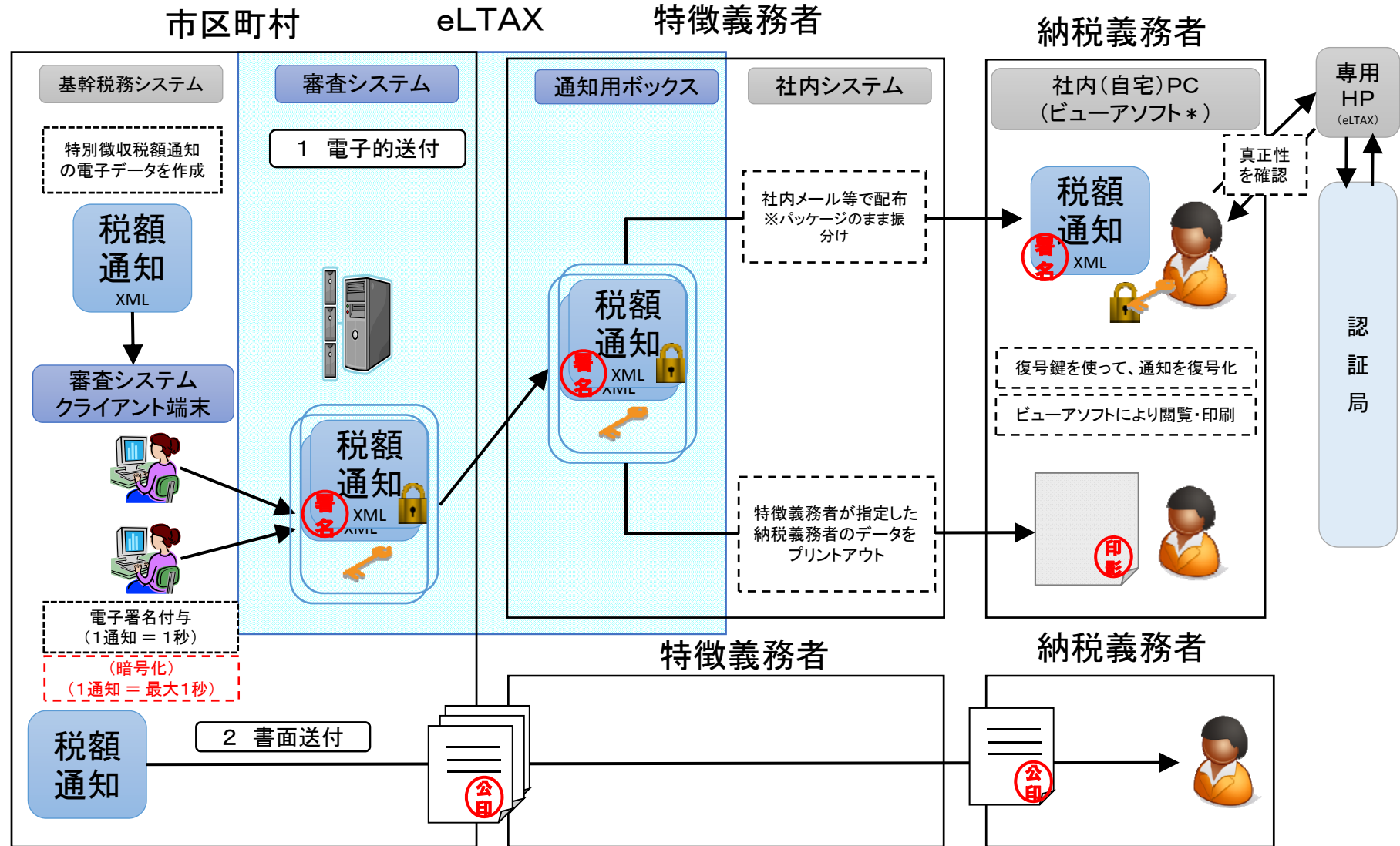
1. 特徴義務者は、給与支払報告書提出時に電子的送付の同意等の有無を報告（特徴義務者単位）
2. 特徴義務者の同意がある等の場合には、特徴義務者に対し、eLTAXを通じて電子的に特別徴収税額通知を送付（通知について一定の暗号化を可能とする手法について検討）
 - 2-1 特徴義務者は、電子的送付を承諾した納税義務者に対しては電子的に送付
 - 2-2 特徴義務者は、書面での送付を希望する納税義務者に対してはプリントアウトした書面を送付
3. 特徴義務者の同意がない等の場合には、従来どおり、市区町村から特徴義務者、特徴義務者から納税義務者とともに書面で送付



特徴義務者において、書面と電子による送付が混在することがないように、全ての市区町村において、電子化の環境整備を行うことが必要。

※調整中につき取扱注意

処理フローイメージ

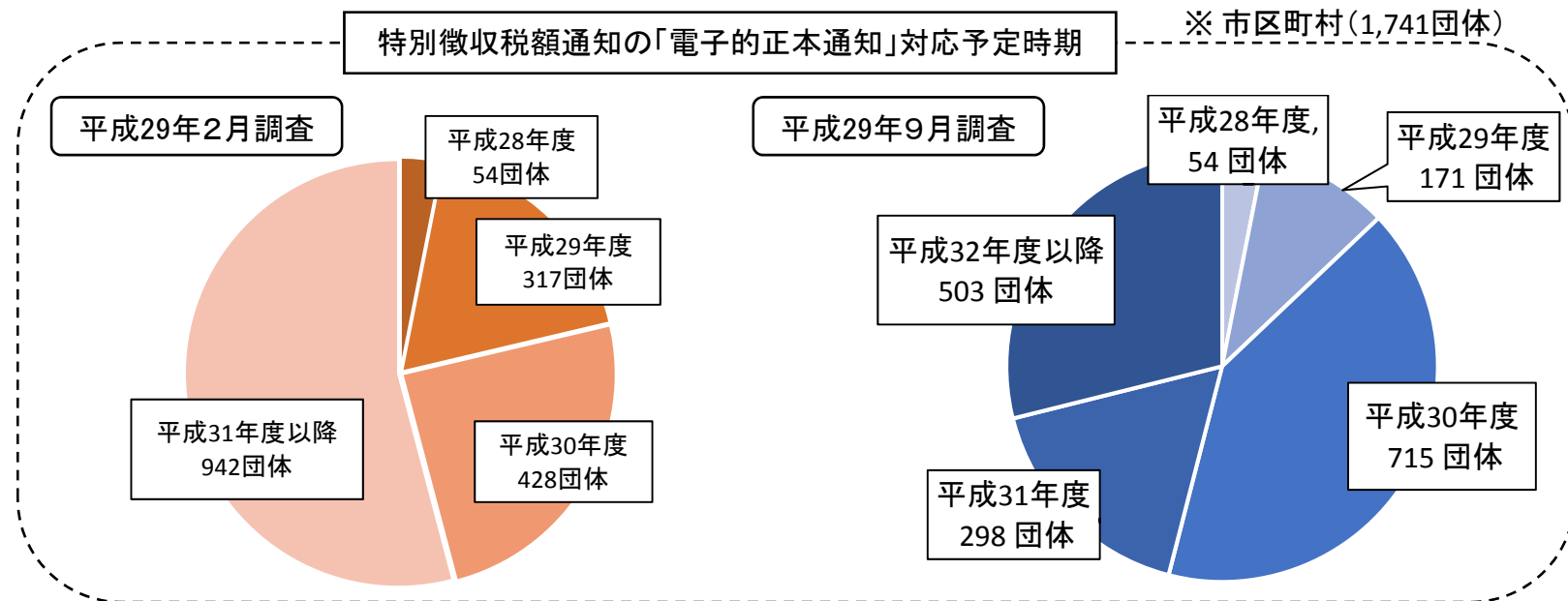


*)ビューアソフトはeLTAXからダウンロード可能とする。

*)証明書検証はeLTAX作成の専用HPで行う。

特別徴収税額通知(特徴義務者用)の電子化について

- 平成28年度分の個人住民税より、特徴義務者用通知の正本の電子化が可能となっているが、実際に、平成28年度に電子正本通知を行った市区町村は54市区町村と低位にとどまった。
- 平成28年7月15日付け市町村税課長通知等を通じて助言を行ってきたが、現状としては、平成29年9月に行った調査によると、平成29年度までに対応を行った市区町村は225市区町村(全体の約13%)となっており、依然低位にとどまっている。

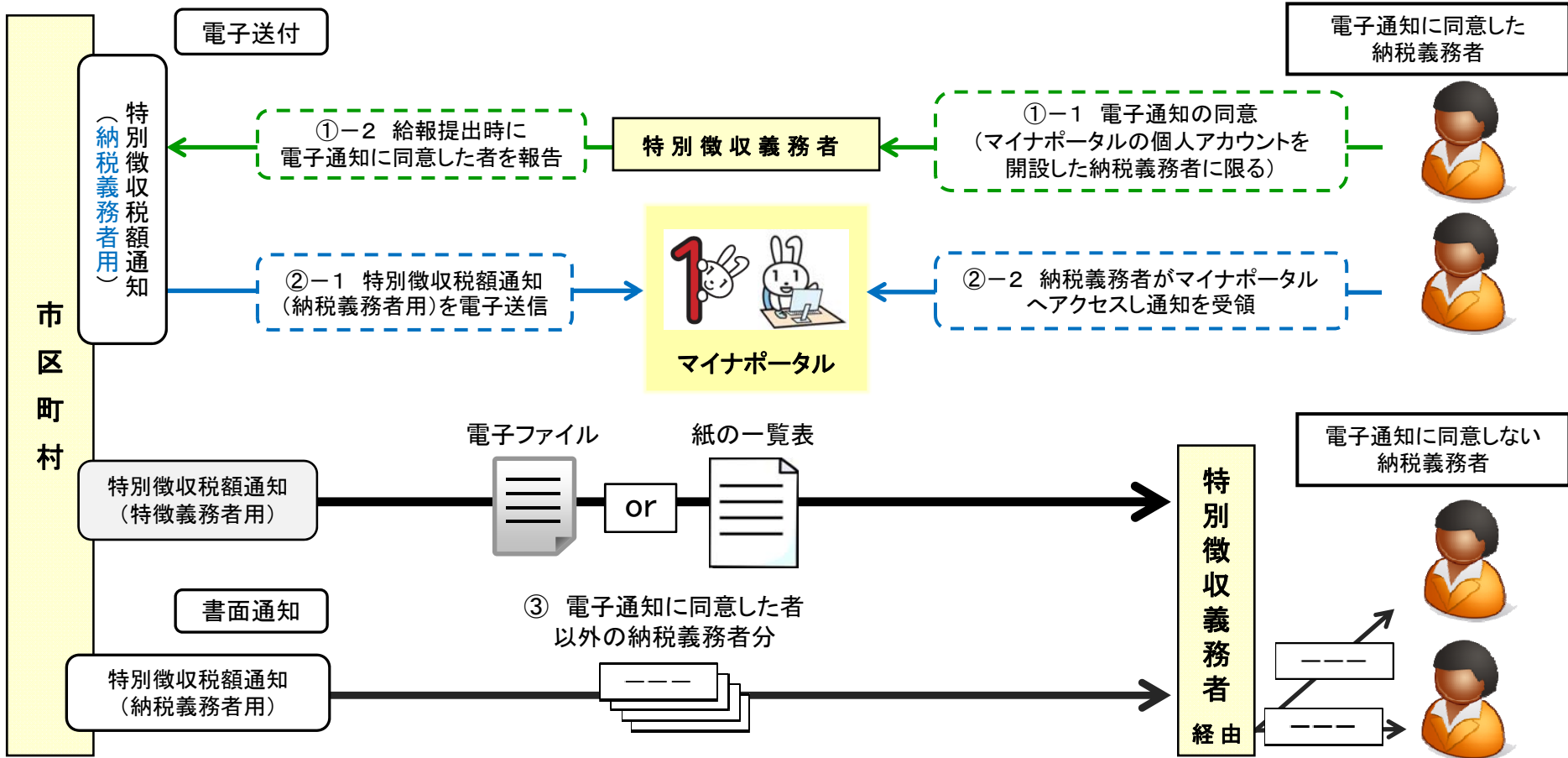


- 経済界からの要望にもあるように、特徴義務者に対して、書面と電子による送付が混在することになれば、二重管理が発生するため、電子化による効率化の効果が十分に発揮されない可能性がある。
- そのため、昨今の特別徴収税額通知の電子化を巡る動向を踏まえ、納税義務者用通知を電子化することとあわせて、全ての市区町村において、特徴義務者用通知についても電子化の環境整備を行うことが必要。

參考資料

案①(マイナポータルへの送信案)

- ①市区町村は特別徴収義務者からマイナポータルの個人アカウントを開設した納税義務者のうち電子通知に同意する者の情報を
給与支払報告書により受領
※給与支払報告書の様式改正(電子通知の同意欄の追加)
- ②同意した納税義務者に対して電子通知をマイナポータルへ送信し、納税義務者がマイナポータルへアクセスし通知を受領
- ③電子通知に同意しない又は個人アカウントを開設していない納税義務者に対しては従前通り書面にて通知
※特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を改正(電子通知の有無の欄を追加)

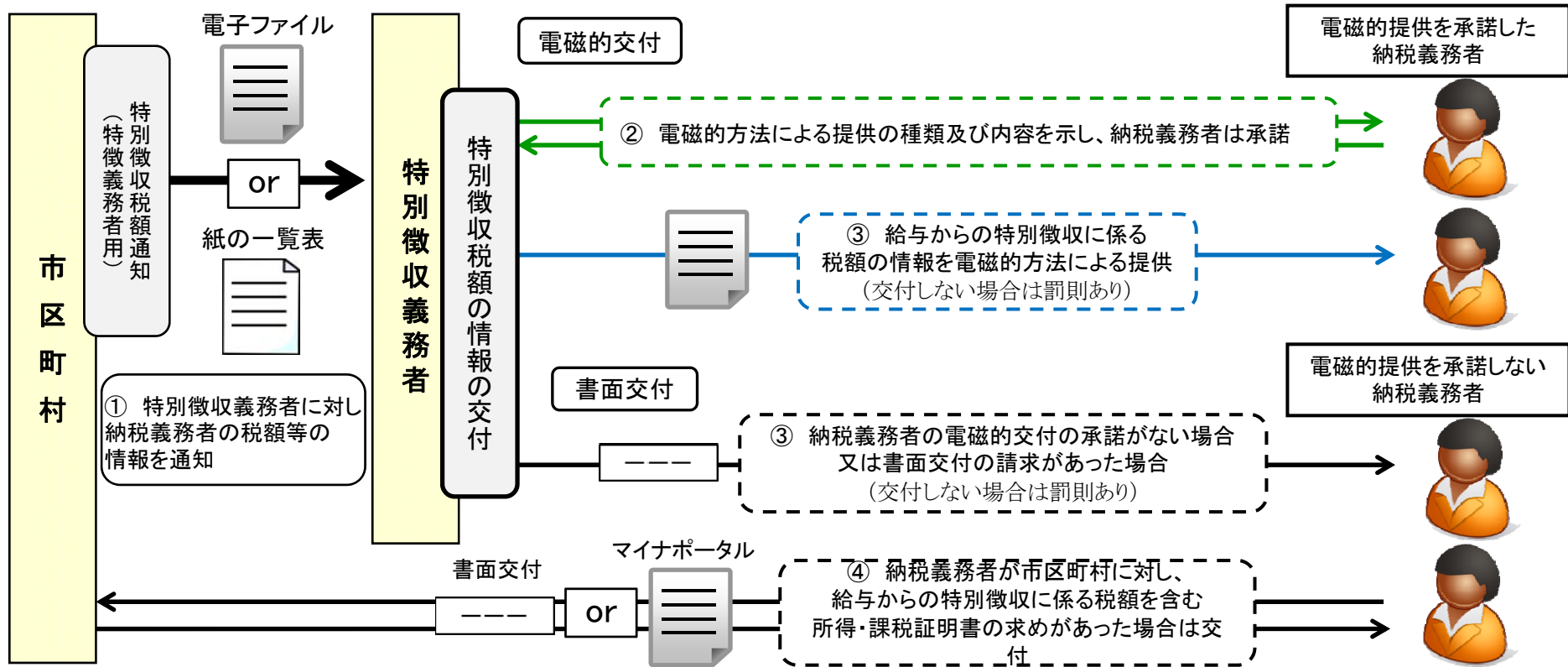


案①(マイナポータルへの送信案)の課題等

- 特別徴収による納税義務者について、マイナポータルを通じて同意した者に通知の電子化を行うことで、特別徴収義務者に見られることなく、確実に到達できる。
- (特別徴収義務者から納税義務者への勧奨等によりマイナポータルの個人アカウントの開設が推進されれば、)制度上、市区町村からの全ての特別徴収税額通知の電子化が可能となる。また、電子化のメリットが大きくなることから、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化率の向上が期待できる。
- 特別徴収義務者が、納税義務者に対し、特別徴収税額通知(納税義務者用)を郵送している場合、電子通知対象者分の郵送コスト等を減少できる。
- マイナポータルの普及率が向上するまでは、導入効果が低い。
- 市区町村のシステム改修等
(同意した者の税務システムでの管理、大量の電子署名の付与、希望者のマイナポータルへ送信する機能の追加などの改修コスト等が大きくなる)
- 電子通知・書面通知対象者の二重管理について、市区町村は純増となり、特別徴収義務者については、毎年電子通知の同意の有無を管理する事務負担が増加する。
- 普通徴収にかかる納税通知書の電子通知化についても対応可能。ただし、電子通知の同意の取得方法について議論を行う必要がある。

案②(源泉徴収票と同様の方式にする場合)

- ①市区町村が特別徴収義務者に対し特別徴収税額通知を送付
- ②特別徴収義務者は納税義務者に対し電磁的方法による提供の種類及び内容を示し、納税義務者は承諾
- ③電磁的提供を承諾した納税義務者に対し特別徴収に係る税額の情報进行交付
- ※電磁的提供を承諾しない納税義務者や書面交付の請求をした納税義務者については別途書面交付(交付しない場合は罰則あり)
- ④納税義務者が市区町村に対し、給与所得からの特別徴収に係る税額を含む課税証明書の求めがあった場合は交付



案②(源泉徴収票と同様の方式にする場合)の課題等

○市区町村の事務負担は減少

- ・特別徴収税額通知(納税義務者用)の印刷・マスキングのコストが発生しない。
- ・納税義務者用の通知が全て電子化され、電子化のメリットが大きくなることから、特別徴収義務者用の電子化率の向上が期待できる。

○特別徴収義務者においては、納税義務者に交付する書面の作成・交付又は電磁的交付義務が課せられることとなるため、事務負担が増加する。

(電子化が進めば事務自体の効率化は可能となり、現行よりも事務負担が減少する可能性もある。)

○現行の特別徴収税額通知(納税義務者用)と比べて情報量が減少(基本的に税額のみ)するため、社会保障手続きにおいて課税証明書として代用する場合は、納税義務者が窓口で別途課税証明書の取得が必要となり利便性が低下する。

(ただし、平成29年7月からは情報ネットワークシステムが稼働し、社会保障手続きにおいて証明書を添付する必要は大幅に減少する見込み)

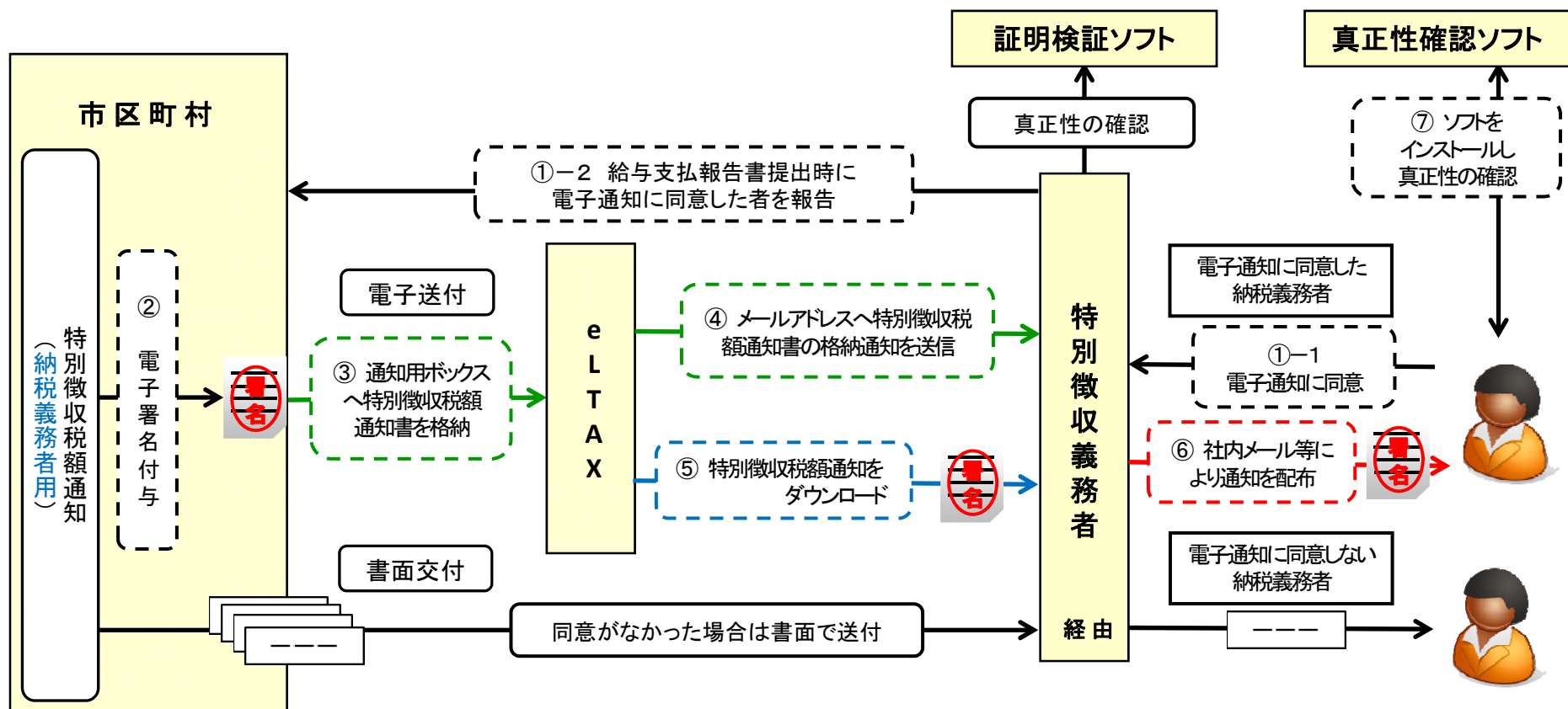
○賦課徴収税目において「特別徴収義務者」から「税額のみ」を交付することの是非について

- ・賦課税目である個人住民税にあつて、課税団体である市区町村からは納税義務者本人へ通知を行うべきか。
- ・課税の適正性の担保や納税義務者の理解・利便性の確保の観点から、特別徴収にかかる納税義務者に対し、税額の計算ができるよう、課税情報の拡充を図ってきたところであり、その流れに逆らうことになる。

○この方式による場合、特別徴収義務者の従業員である納税義務者には電子化が可能となるが、普通徴収による場合は、別途マイナポータルを活用する案などを検討する必要がある。

案③(地電協経由案)

- ①納税義務者が電子通知に同意した後、特別徴収義務者は同意の旨を市区町村へ連絡
※給与支払報告書の様式改正(電子通知の同意欄の追加)
- ②市区町村は、特別徴収税額通知の納税義務者単位及び事業者単位の詳細データに対し、電子署名を付与
- ③市区町村は、eLTAX中の特別徴収義務者の通知用ボックスに、特別徴収税額通知を格納
- ④特別徴収税額通知の格納通知を、特別徴収義務者のメールアドレスへ送信
- ⑤特別徴収義務者は、eLTAXで特別徴収税額通知をダウンロード
- ⑥特別徴収義務者は、社内メール等を通じて、納税義務者へ特別徴収税額通知を配布
- ⑦納税義務者は、特別徴収税額通知の真正性を確認するためのソフトを、自らのパソコンにインストール



案③(地電協経由案)の課題等

- 制度上、市区町村からの全ての特別徴収税額通知書の電子化が可能となる。また、電子化のメリットも大きくなることから特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化率の向上が期待できる。
- 特別徴収義務者が納税義務者に対し、特別徴収税額通知書(納税義務者用)を郵送している場合、電子通知対象者分のコスト等を減少できる。
- 納税義務者のプライバシーを保護できない
 - ・電子的にマスキング処理をすることは技術的に困難であり、特別徴収義務者は納税義務者の所得情報を見ることができる。
- 納税義務者が通知書の真正性を確認するには、納税義務者に一定の負担がかかる
 - ・特別徴収義務者は、ソフトを用いることで通知書の真正性を確認することができる。
 - ・一方で、納税義務者が通知書の真正性を確認するためには、納税義務者が自らのパソコン等に検証ソフトをインストールする必要がある。(システムによっては、本人確認の上で事前に利用者登録が必要となる場合もありうる。)
- 市区町村のシステム改修等
(同意した者の税務システムでの管理、大量の電子署名の付与などの改修コスト等が大きくなる)
- 市区町村の事務の増加
 - ・市区町村の事務は、電子通知・書面通知対象者の二重管理について純増となり、特別徴収義務者については、毎年電子通知の同意の有無を管理する事務負担が増加する。
- この方式による場合、特別徴収義務者の従業員である納税義務者には電子化が可能となるが、普通徴収による場合は、別途マイナポータルを活用する案などを検討する必要がある。